

保育所等の入所に関する申請時の確認票

以下の事項を確認し、各項目のチェック欄に を入れ、署名捺印をお願いします

1	申込期日について	書類は期日までに提出してください。未提出書類や不備書類がある場合や、期日を過ぎてからの提出については、保育の利用決定や利用調整の対象になりません。	<input type="checkbox"/>
2	利用の対象について	申込児童の年齢が利用希望施設の対象年齢外の場合は、利用調整の対象になりません。	<input type="checkbox"/>
3	希望施設の見学・説明について	希望施設については、見学をおすすめします。また、認定こども園及び小規模保育の申込に関しては、保育申請までに必ず希望施設の説明会や個別説明を受けてください。特に認定こども園では保育内容の違いや、利用者負担額以外の費用(毎月の施設費・教育充実費など)が必要になる場合があります。保育内容・費用・その他利用方法について各施設へ直接ご確認ください。	<input type="checkbox"/>
		三田けやき台認定こども園と三田つつじが丘認定こども園で送迎保育事業を実施しています。送迎保育を利用希望する場合には、両方の施設で説明を受けていただく必要があります。	<input type="checkbox"/>
4	保育認定要件について	保育所等を利用する場合「保育の必要な事由」に該当することが要件となります。事由に該当しなくなった場合、退所となります。就労、就学、介護・看護を事由として保育所等を利用される場合は、月 64 時間以上の就労、就学、介護・看護をしていることが必要です。	<input type="checkbox"/>
5	求職・育児休業復帰で申込された場合	求職活動での申し込みは、保育の利用開始から 90 日以内の就労開始及び「勤務証明書」の提出が必要です。提出がない場合は保育所等から退所となります。育児休業からの復帰を理由とする申し込みの場合は、保育所等入所後の 1 か月以内に育児休業を終了していただく必要があります。期限までに復帰されない場合は、退所となります。また育児休業前と同じ職場に復帰せずに退職や転職をする場合又は提出のあった勤務証明書より短い勤務日数や勤務時間で復帰した場合は、利用決定を取り消すことがあります。	<input type="checkbox"/>
6	就労内で申込された場合	就労内定の申込で、提出のあった勤務証明書の内定先に就職しない場合は、利用決定を取り消すことがあります。	<input type="checkbox"/>
7	申請内容変更について	申請内容から変更(勤務先・勤務日数・勤務時間・就職・退職・育児休業からの仕事復帰・世帯状況等)があった場合はすみやかにご連絡ください。勤務証明書の内容について、勤務先に三田市より直接連絡をとり、確認させていただくこともありますので、予めご了承ください。	<input type="checkbox"/>
8	保育の必要量について	提出していただいた書類を基に、三田市が保育の必要性の事由及び保育の必要量(「保育標準時間」・「保育短時間」)を認定します。提出書類に不備がある場合には適切な判断ができませんので、不備がないように提出をお願いします。(求職中・育児休業継続中は原則として「保育短時間」での認定になります。)	<input type="checkbox"/>
9	申請内容の情報提供について	申請時に提出された勤務証明書や診断書等は、施設での保育時間決定や保育の必要性の確認に必要なため、内定先の保育所等に送付します。また入所後も適切な保育利用のため、市から必要に応じて保育所等に対し情報提供を行うことがあります。	<input type="checkbox"/>
		入所後も集団生活の適否の確認及び保育の参考のため、市の担当者が、医療機関、療育機関並びに乳幼児健康診査、健康相談及び家庭訪問等に関する関係機関が保有する情報の閲覧を行うことがあります。また、主治医及び療育機関等との情報共有を行うことがあります。	<input type="checkbox"/>
10	利用申し込みの取り下げ等について	申請後に三田市外へ転出した場合、保育の利用申し込みは自動的に取り下げとなります。	<input type="checkbox"/>
11	市外に申請する場合	三田市に住民票があるが、市外の保育所等に入所を希望される場合には、三田市で教育・保育給付認定を行ったのちに、施設が所在する市町村の締切日までに三田市からの委託文書を届ける必要があります。事前に申し込み先の市区町村に締切日等を確認してください。	<input type="checkbox"/>
12	転入予定の場合	三田市に転入予定で、三田市の保育所等を希望し、三田市に直接申し込み場合「転入先の住所と転入時期がわかる書類(賃貸・売買契約書の写し等)」が必要となります。その場合、入所月の 1 日時点で三田市に転入していることが必要です。1 日時点で住民票が三田市にない場合、内定が取り消し(退所)となります。	<input type="checkbox"/>
13	ならし保育について	保育所等利用の際は、「ならし保育」期間があります。保護者の勤務時間に関わらず、その期間中は長時間の保育はできません。また、保育の利用開始日より前に「ならし保育」をすることはできません。	<input type="checkbox"/>
14	小規模保育について	小規模保育は 3 歳の誕生日を迎えられた年度の 3 月末で卒園となりますが、3 歳児クラスからは各園の連携施設に引き続き入所が可能です。原則として希望する連携施設へ入所することができますが、連携施設が複数ある場合、希望する連携施設の受け入れ枠の範囲内で利用調整を行うことがあります。	<input type="checkbox"/>
15	あさひ若草ナースリーについて	あさひ若草ナースリーは 0～2 歳児専用の保育所です。3 歳児クラス以降の入所については再度、新規の申込が必要となります。自動的に関連施設(若草幼稚園、三田あさひ幼稚園)に進級できるわけではありません。	<input type="checkbox"/>
16	利用者負担額の算定について	利用者負担額は世帯の市民税額等により決定します。離婚後も状況により、父母の市民税額を合算して計算する場合があります。また、祖父母等と同居しており、父母の収入が年収 103 万円未満の場合、同居の祖父母等と税額を合算したうえで利用者負担額を決定する場合があります。(副食費免除対象者決定においても同様の取扱いです。)利用者負担額決定後、確定申告や市税申告等により課税額に変更が生じた場合は、すみやかに連絡してください。	<input type="checkbox"/>
		子ども・子育て支援法の規定に基づく保育料の算定等のため、市の担当者が、児童及び世帯員の住民票、税務資料(他自治体のものを含む)、生活保護受給状況、及び障害者手帳交付状況資料並びに、児童扶養手当、特別児童扶養手当及び児童手当資料の閲覧及び取得を行うことがあります。	<input type="checkbox"/>
		利用者負担額算定・副食費免除対象者決定に当たり、世帯の所得状況の確認が必要になります。三田市で税額が確認できない場合、所得課税証明書等を提出していただく必要があります。なお、利用者負担額決定に必要な税の申告がなかった場合や、書類の提出が期限までになかった場合、利用者負担額を最高額で決定します。	<input type="checkbox"/>
17	利用者負担額の徴収について	利用者負担額については、保育所の場合は三田市が徴収し、認定こども園と小規模保育については各施設が徴収します。(他市公立施設は施設所在市町村が徴収) いずれの場合も期限に遅れの無いように納付してください。利用者負担額の納付がなく、滞納となった場合には、財産(給与等)の調査や差し押さえなどを行うことがあります。	<input type="checkbox"/>
18	長期休園について	特別な理由なく 2 か月以上登園がない場合は、保育の利用の解除(退所)となることがあります。また、休園中も利用者負担額はお支払いいただきます。	<input type="checkbox"/>

三田市長宛 児童の保育利用にあたり、上記の事項について確認しました。

令和 年 月 日

住所

氏名